

大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例

○大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例

平成25年9月30日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、ごみの減量化と循環型社会の構築を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、大町市堆肥センター（以下「堆肥センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 堆肥センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

大町市堆肥センター 大町市八坂7805番地

(指定管理者による管理)

第3条 堆肥センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に定める指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第14号）第4条第1項各号のいずれにも該当するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 堆肥センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 生ごみ堆肥の生産に関する業務

(3) 牛ふん堆肥の生産に関する業務

(4) 生産した堆肥の有機認証に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、堆肥センターの運営に関する事務のうち、市長が必用と認める業務

(利用時間及び休館日)

第5条 堆肥センターの利用時間及び休館日は、次の通りとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、堆肥センターの利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定め、若しくは休館日に開館することができる。

(1) 利用時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 休館日 土曜日、日曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認を受けた内容について、堆肥センターの見やすい場所に掲示するとともに、その周知に努めなければならない。

(堆肥の販売)

第6条 市長は、指定管理者に堆肥センターで製造した堆肥を販売させることができるものとする。

2 前項の堆肥を販売する料金（以下この条において「販売料金」という。）は、次表に定めるとおりとする。

堆肥の種類	販売単位	販売料金
生ごみ堆肥	20リットル袋	200円
	軽トラック1台（約0.6m ³ ）	2,000円
	2トントラック1台（約1.8m ³ ）	7,500円

大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例

牛ふん堆肥	軽トラック 1 台 (約 0.6 m ³)	2,000 円
	2 トントラック 1 台 (約 1.8 m ³)	7,500 円

3 前項の 2 トントラック 1 台を販売の単位とした堆肥の販売の範囲は、市内に限るものとし、当該販売料金には、運搬に係る経費を含むものとする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、販売料金を免除することができる。

(損害賠償)

第 7 条 指定管理者は、利用者が故意又は過失により堆肥センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく市長に届け出て、市長の指示に従い、その損害を賠償させなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。